



丹篠農政第544号

令和5年6月30日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市長 酒井 隆明



財政援助団体等監査報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 措置を講じた部局

農都創造部

2 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号による監査)

3 監査の期間

令和4年9月30日～令和5年3月6日

4 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

| | |
|---------|---|
| 監査結果報告日 | 令和5年3月6日 監査結果報告 |
| 対象監査 | 令和4年度 財政援助団体等監査 |
| 対象部署等 | 農都創造部農都政策課 |
| 対象事項 | (指摘事項) 適正な運営負担金、補助金等の事務執行と職員体制の整備について |
| 指摘等内容 | <p>令和3年度に市からのグリーンファームに対する運営負担金や補助金、指定管理料などは合計11,647,700円支出されており、この内容はここ数年大きな変更は見られないが、これらの事務処理を確認したとき、適正に処理されていない内容が3点見られた。</p> <p>具体的には、①農業機械等導入事業補助金において、規程では農業用機械回送車の耐用年数期間内のリース補助をするとなっているが、その年数の解釈に違いが見られた、②運営負担金について、グリーンファーム設立当初の申し合わせで人員を派遣する代わりに2名の人物費相当分を支援しているが、その算出根拠は平成27年度に見直しがされたが今年度まで約7年間見直しがされていない、③ハートピアセンターの指定管理業務について、協定書の中で精算を行う項目が明記されているが、その通りに精算処理がされていない。</p> <p>これらの指摘については、早急に検証をして適正な事務処理をすること。</p> <p>今回の不適正な事務執行の要因は、昨今の農業を取り巻く厳しい状況の変化による新たな業務の負担が職員にのしかかり、仕事に追われ余裕がなくなることでチェック体制などが甘くなっていると推察されるため、早急に組織と人員体制を整備し取り組むこと。</p> |
| 改善措置通知日 | 令和5年6月30日 改善措置通知 |
| 改善措置内容 | <p>①丹波篠山市農林業補助金交付要綱において補助対象となる期間については、耐用年数期間内としています。(有)グリーンファームささやまが導入した農業用機械回送車の補助期間は、要綱に基づき5年としています。</p> <p>②(有)グリーンファームささやま運営負担金については、農地の有効活用と保全に係る活動に対する支援を目的に、JAは人材派遣を、市は必要な人材確保のための人物費を負担しています。今後、農業離れや農業者の高齢化に伴い、担い手としての役割がより重要になることから、今後人物費も含め負担金の見直しを検討します。</p> <p>③ハートピアセンター指定管理業務に係る指定管理料については、指摘により令和4年度実績に対する精算を協定書に基づき処理しました。今後においても協定書に基づく事務を行います。</p> <p>職員体制については、現状の体制により適正な事務執行に努めます。</p> |
| 改善措置公表日 | 令和 5年 6月 30日 改善措置公表 |

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

監査結果に対する改善措置通知票

| | |
|---------|---|
| 監査結果報告日 | 令和5年3月6日 監査結果報告 |
| 対象監査 | 令和4年度 財政援助団体等監査 |
| 対象部署等 | 農都創造部農都政策課 |
| 対象事項 | (意見) 経営への市の関与とグリーンファームの事業見直しについて |
| 指摘等内容 | <p>近年、農地の保全・活用や耕作放棄地の解消に向けた課題がより重大で深刻化しているところ、グリーンファームに対して市は、平成28年度に策定した「篠山市農都創造計画」の中でグリーンファームの機能強化のほか農地保全の受け皿づくりの検討を進めることを明記し、令和4年度策定された過疎地域持続的発展計画では事業拡大等への支援を盛り込むなど、グリーンファームの存在と事業などの見直しの必要性を認識しているが、先にグリーンファームの指摘事項で述べたように、非常勤の取締役3人の関与と組織の見直しを優先的に行うべきである。</p> <p>グリーンファームの存在意義や役割が今後ますます大きくなる中にあって、グリーンファームの現状把握と検証を行い組織体制の見直しと強化を図り、自主自立的な経営の原則を維持しながら将来の方向性を決定し、設立当初の目的に沿った組織活動を実行するためには、出資者の市とJA丹波ささやまが歩調を合わせて関与を強められたい。</p> |
| 改善措置通知日 | 令和5年6月30日 改善措置通知 |
| 改善措置内容 | <p>(有)グリーンファームささやまについては、預かり手のない農地を保全する公益性を維持しつつ、安定経営を目指す収益性の両立に取り組んできました。近年、農業離れや農家の高齢化が進み、耕作放棄地の増大が予測されるなど、農地保全のための受け皿機能を見直す必要があります。</p> <p>(有)グリーンファームささやまでは、監査結果を踏まえ、経営会議（構成：社長及び常勤職員）を設置し、運営体制、公益性と収益性への対応、収支改善に向けた中期計画の策定について早急に検討することが取締役会で決定しました。経営会議の結果については、取締役を中心に報告を受け、市及びJA丹波ささやまにより(有)グリーンファームささやまの将来の方向性について検討していきます。</p> |
| 改善措置公表日 | 令和5年6月30日 改善措置公表 |

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。